

平成29年第4回下仁田町議会定例会会議録第1号（7日）											
招集年月日		平成29年12月7日									
招集の場所		下 仁 田 町 議 会 議 場									
開閉会日時		開 会				平成29年12月 7日午前10時00分		議 長		堀 口 博 志	
及 び 宣 言		閉 会				平成29年12月15日午前11時19分		議 長		堀 口 博 志	
応（不応）招議員		議席番号	氏 名		出席等の別	議席番号	氏 名		出席等の別		
及び出席並びに		1	小 須 田 肇		○	7	佐 藤 勇 二		○		
欠 席 議 員		2	岡 田 邦 敏		○	8	千 野 榮 治		○		
出席 12名		3	永 井 正 之		○	9	島 崎 紘 一		○		
欠席 名		4	木 暮 弘 元		○	10	堀 口 博 志		○		
欠員 名		5	岩 崎 正 春		○	11	岡 田 武 二		○		
凡 例		6	佐 藤 博		○	12	佐 藤 公 夫		○		
○ 出席を示す											
△ 欠席を示す											
× 不応招示す											
会議録署名議員		1 番	小 須 田 肇		2 番	岡 田 邦 敏					
職務のため議場に出席したものの氏名		事 務 局 長		樋 口 令 子		書 記		小 井 土 直 也			
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名		町 長		原 秀 男		福祉保険課長		岡 野 均			
		副 町 長		吉 弘 拓 生		保健環境課長		猪 野 馨			
		教 育 長		茂 木 学		農 林 課 長		岡 田 恵 子			
		町 長 公 室 長		荻 野 英 雄		商工観光課長		林 通 典			
		総 務 課 長		浅 川 幸 則		建設ガス水道課長		神 戸 宏			
		地 域 創 生 課 長		岩 井 収		教 育 課 長		大 河 原 順 次 郎			
		住 民 税 務 課 長		大 小 原 敏 江							
		会 計 課 長		(住民税務課長兼務)							

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 平成 2 9 年 1 2 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分

○議長 堀口博志 ただいまから、平成 2 9 年第 4 回下仁田町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 堀口博志 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定によって、1 番 小須田肇君と、2 番 岡田邦敏君を指名いたします。

○議長 堀口博志 続いて、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期については、さきの議会運営委員会で本議会の運営等について協議がなされておりますので、その結果について、報告を求めます。議会運営委員長

(島崎紘一議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 島崎紘一 おはようございます。

議長のご指名がありましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。

去る 1 1 月 3 0 日、午前 1 0 時から委員会室 3 0 3 において、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程及び議案の取り扱い等の議会運営に関する事項について、協議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日から 1 2 月 1 5 日までの 9 日間とし、審議日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりであります。

本日は、会期の決定の後、町長のご挨拶をいただき、その後、一般質問を永井正之議員、佐藤博議員が行います。

また、一般質問終了後は、全員協議会を開催し、本定例会に提案されております、議案等の細部にわたる説明をしていただきます。

8日は、全員協議会を開催する場合は終了後、本会議を開催し、7日に全員協議会が終了した場合は、午前10時より本会議を開催し、第95号議案から第97号議案の提案者の説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、第98号議案から第101号議案の補正予算については、提案者の説明、質疑の後、予算決算特別委員会に付託をいたします。

9日、10日及び11日は休会といたします。

12日は、予算決算特別委員会を開催していただきます。

13日、14日は、委員会予備日といたします。

15日最終日は、本会議を開き、予算決算特別委員長から予算決算特別委員会審査の報告を受けた後、第98号議案から第101号議案に対しての討論、採決を行い、全日程を終了する予定でございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長 堀口博志 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から12月15日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間と決定いたしました。

○議長 堀口博志 続いて、町長から定例会招集の挨拶を願います。町長
(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 おはようございます。

平成29年第4回下仁田町議会定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

寒さがひとしお身にしみる季節となりました。議員の皆様にはお忙しい中、またお寒い中ご参集いただき、ありがとうございます。

12月に入り、下仁田ねぎの出荷が最盛期を迎えておりますが、先月開催しました下仁田ねぎ祭りには大勢の来場者をお迎えし、大盛況のうちに終了することができました。

また、現在、冬の県民交通安全運動が実施されております。師走を迎え、忘年会、新年会と飲酒の機会が多くなります。町民全てが法令を遵守し、徹底し、十分注意していただきたいと切に願っております。

さて、本定例会には、下仁田町財政状況等の公表に関する条例を初め、下仁田町過疎地域自立促進計画の変更について並びに「道の駅しもにた」新販売施設建築及び既存施設改修工事請負契約の変更について、そのほか一般会計を初めとした各会計の補正予算４件をそれぞれご提案申し上げます。

いずれの案件につきましても、後ほど担当課長から詳細を説明させていただきますので、よろしく審議の上、ご議決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成２９年第４回議会定例会開会に当たりましての挨拶といたします。

○議長 堀口博志 次に日程第３、一般質問を行います。

通告書に従いまして質問を許します。永井正之君

(永井正之議員 一般質問席へ)

○３番 永井正之 議席番号３番、議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まず最初に、農業後継者対策と現状は、お聞きしたいのですが、お願いします。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 担当である農林課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 農林課長

○農林課長 岡田恵子 永井議員のご質問にお答えします。

下仁田町の農業は、特産物であるねぎとこんにゃくを中心に、農業従事者の高い技術と努力により、町の発展に寄与してきました。しかし、現在では、農業従事者の高齢化や後継者不足、新規就農者の減少が進み、農業経営を取り巻く情勢は厳しさを増し、遊休、耕作放棄地の増大が一層進行しています。

後継者不足や新規就農者の減少は、当町のみならず全国的な問題となっており、さまざまな要因があると思われます。品目によっても異なりますが、天候や相場価格に左右されることによる収入面への不安、情報化、グローバル化社会における職業の選択肢の拡大、新規就農者に当たっては、農地取得や設備投資の問題もあるかと思います。

このような状況の中、国は、農業次世代人材投資資金制度を初めとする資

金源や相談会、説明会、研修等の実施による支援を行っており、町も相談窓口となり、農業委員会や県の機関である富岡地区農業指導センター、ＪＡなど地域の関係機関と連携して、制度のＰＲや情報提供、農地のあっせん等を行っています。

農業次世代人材投資資金制度は、昨年度まで青年就農給付金という事業名で行われていたものです。次世代を担う農業者となることを志向する人に対して、就業前の研修を後押しする資金、準備型と、就農直後の経営確立を支援する資金、経営開始型があり、準備型は、４５歳未満で就農する人に対し、最長２年間、年間１５０万円交付され、経営開始型は、４５歳未満で独立自営就農する認定新規就農者に対し、最長５年間、年間１５０万円が交付されます。

当町でも経営開始型資金の該当となった方がいらっしゃいます。この方は、新規就農に当たり農地を探していると相談に見え、農業委員、ＪＡ、農業者等の協力をいただく中でうまくマッチングでき、資金交付に至りました。現在も精力的に取り組み頑張っている様子で、町の重要な担い手のお一人となっております。

このほかにも、町は、農業近代化資金等の利子補給や、耕作環境を守るため、鳥獣被害防止対策に要する経費補助を単独で交付しています。

今後も農地の有効利用の促進、農業を支える人づくりや担い手の確保に向けて、関係機関と協力し、進めてまいります。

○議長 堀口博志 永井正之君

○３番 永井正之 すばらしい答弁ありがとうございました。

でも、その中で１つ足りない部分があったのかな。それは、ここ２０年間、平成１０年ごろから、対応と対策は足りなかったのかなと私は思います。それというのも、国は平成１０年代から規制緩和政策を始め、いろんなものが置き去りにされてきました。山間地農業は特にそうでございます。その時代の対策、対応というものが必要だったのではないかと思います。

とにかく少人数の後継者ですが、これからも応援をよろしくお願いします。次に入ります。

募集した地域おこし協力隊の概要を、お知らせください。

○議長 堀口博志 農林課長

○農林課長 岡田恵子 お答えします。

農業後継者、担い手確保の一対策として、就農を希望する地域おこし協力隊を、平成３０年４月からの着任に向けて、現在２名の募集を行っています。

募集方法は、町ホームページ、一般社団法人移住・交流推進機構 J O I N、ポータルサイトのほか、東京都内で行われた募集相談会等に 2 回参加し、8 名の方から相談を受け、2 名の方は現地確認を希望し、農家へご案内いたしました。

また、受け入れ先農家につきましては、認定農業者、下仁田ねぎの会に趣旨説明し、受け入れ可能か否かのアンケートをとり、7 名の方から possible の回答をいただいております。

現在、申し込み者は 1 名でございます。11 月 30 日までの申し込み期限としていましたが、延長しまして、当分の間、随時受け付けを行ってまいります。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3 番 永井正之 協力隊はお手伝いばかりじゃなくて、本来はその事業を継がせるのが目的と聞きました。まことによいことだと思います。行政が中心となり、町全体のいろんな事業の後継者を探してもらいたいと思います。

次に、耕作放棄地対策。今回の耕作放棄地対策は、畑にするのではなくて、地域や居住地の環境を守るという観点からで行います。そして、今回、農地への課税強化対策とはどういうものですか。

○議長 堀口博志 農林課長

○農林課長 岡田恵子 お答えします。

遊休農地対策の一環として、平成 28 年度税制改正により、現在の額の 1.8 倍となる固定資産税課税が平成 29 年度から実施されております。ただし、全ての遊休農地が対象となるわけではありません。対象となる遊休農地は、農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議するよう勧告をした農業振興地域内の農地のみです。農業委員会は、毎年 1 回農地の利用状況を調査し、再生可能であるとされた遊休農地の所有者に対して意向調査を実施することと定められております。この際に意思を表明せず、みずから耕作の再開も行わない等、遊休農地を放置している場合に限定されます。

なお、勧告後でも遊休農地が解消されたこと等確認された場合には、勧告が撤回される要件も設けられております。

なお、今現在、当町では勧告した農地はございません。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3 番 永井正之 ちょっと難しい答弁だと思いますけれども、簡単に言えば、土地を荒らしておく、耕作放棄地を放置し、条件が重なれば税金が上がるとい

うことですね。まことにいいことだと思います。何しろ近所に迷惑がかからないようにするべきだと思います。

次に、農地管理に法的手段がとれるか、また、なぜ執行できないかをお聞きしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長 堀口博志 農林課長

○農林課長 岡田恵子 お答えします。

平成28年4月1日から改正農業委員会法が施行され、新設された農地利用最適化推進委員を含め、当町におきましても、本年7月20日から18名体制で農業委員会がスタートしたところでございます。

農業委員会の最も重要な事務として位置づけられているのは、農地等の利用の最適化の推進です。遊休農地の発生防止、解消等もちろん含まれております。法的な処分をすることはできませんが、農地パトロール時のみならず、相談、指導、話し合いの推進等を行っていくことが重要であると考えます。また、農地中間管理機構と連携することが法でも定められていますので、密接に連携し、農地等の利用の効率化の促進に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3番 永井正之 いろいろありますが、指導とかがありましたね。指導されても従わない人はどうしますか。

○議長 堀口博志 農林課長

○農林課長 岡田恵子 法的処分ができませんので、何度も話をしたり、指導したりして対応していく考えでございます。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3番 永井正之 ことしから新農業委員さんになりました。期待していたのですが、期待外れかもしれませんね。

次に、所有者不明の土地について。所有者不明農地の税金はどういうふうになっていますか。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 住民税務課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 住民税務課長

○住民税務課長 大小原敏江 お答えいたします。

当町の固定資産税を課しております農地には、現在、所有者不明はございません。これにつきましては、固定資産税の所有者が死亡したときは、相続人代表者指定届を提出していただきまして、被相続人に係る徴収金の賦課徴

収及び還付に関する書類を受領する代表者として、指定の届け出と、被相続人名義の固定資産について、相続登記が完了するまでの間、この代表者を納税義務者の代表とすることをあわせて届け出させていただくことによりまして、相続人代表者に固定資産税を課することとなっております。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3番 永井正之 「所有者不明農地はございません」ということですね。二、三日前の新聞には、20年後には北海道の面積ほどになるということであります。

次に、免税されている土地というものはどういうものがありますか。その中に不明農地はありますか。

○議長 堀口博志 住民税務課長

○住民税務課長 大小原敏江 お答えいたします。

免税点未満の土地につきましては、固定資産税を課さないことになっております。課税台帳と登記簿記載の所有者は同一のため、相続登記などにより所有者の変更が行われない限り、台帳記載の所有者が変更されず、当該土地を現在管理する方を特定できない場合がございます。

なお、固定資産税の免税点は、同一の者について、その者の所有に係る固定資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地に当たっては30万円、家屋に当たっては20万円、償却資産に当たっては、150万円に満たない場合においては固定資産税を課さないことになっております。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3番 永井正之 次ですが、土地とか農地の所有者名義人は登記所でわかりますけれども、死亡した名義人の土地の現在の責任者は住民税務課で教えてもらえますか。

○議長 堀口博志 住民税務課長

○住民税務課長 大小原敏江 お答えいたします。

現在の責任者または管理者につきましては、地方税法第22条の守秘義務違反に当たるため、教えることはできません。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3番 永井正之 なぜこういう質問をするかという、迷惑な土地がいっぱいあります。そのための最終責任者を探すために、最終責任者というのを探すために、まずは税金払っている人が誰か、そういうことを調べたくていろいろ聞きに行きましても、なかなか我々には教えてもらえないということで、きょうは質問いたしました。

では、相続人を見つけ出すにはどうしたらいいか。農業委員会のほうからお願いします。

○議長 堀口博志 農林課長

○農林課長 岡田恵子 お答えします。

よくお話を伺った上で、農業委員及び農地利用最適化推進委員が相談、指導、話し合い等、職務として必要な場合は、農地台帳に基づき情報提供をさせていただきます。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3番 永井正之 いわゆる迷惑農地、土地というのは、農地法やいろいろな法律によってなかなか解消できないということですね、制限されて。どうしたらいいかね、これ今後は。ここ20年、30年来、いろいろにやっても、やってもというか、一応、責任者、最終責任者というものが、その人に責任をとってもらわなければならないのですが、どうしたらいいか。

そうした中で、町には環境美化による条例というのがあります。そういう中で対応できませんか。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 保健環境課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 お答えいたします。

該当の土地が農地である場合には、農業委員会の対応が優先されるわけですが、平成17年に施行されました環境美化に関する条例の取り扱いといたしましては、まず、宅地や住宅地の近隣する土地で、例えば害虫等の発生によりまして地域住民の生活に支障が出ているといった場合におきましては、所有者に対しまして、必要な措置をとるように段階を追って指導、勧告、命令といったことを行いまして、従わない場合につきましては、その旨を公表するといったことを行っているわけですが、現在のところ、平成17年度以降、公表した例はございません。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3番 永井正之 指導と命令というのはどういうふうに違うのですか。ちょっとそこだけ教えてもらいたい。

○議長 堀口博志 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 保健環境課で平成17年度以降に行った内容につきまして確認をさせてもらったわけですが、まず指導につきましては、お願いといった文書になっているところでございます。これが条例にのっとっ

ております命令ですとか、あるいはその前の勧告となりますと、1つの一定の書式によりまして行う形になっております。特に命令の中では、この命令に従わない場合には、それなりのとる手段がありますよということで、先ほど申し上げましたが、公表ということを行うこともあったと、実際には公表することができるという条文になっているわけですが、そのようなことになっているところでございます。

○議長 堀口博志 永井正之君

○3番 永井正之 今、農地の、農業委員会にいろいろ話を聞いていますと、いろんな段階を踏んでくると、農地ではなくなり一般の土地になるそうです。それがどんどん手をつけなく荒らされて、近隣に迷惑がかかるような土地になれば、やはり環境美化に対する条例で将来はおっていただけるでしょうか。一般的に、多分そういう面積が多くなると思うんだね。農地でも農地じゃなくなるといような話をしました。

まあ、いいです。町長にお聞きしたいんですが、本来、自己責任で管理すべき土地でございます。これを結局は環境美化条例ということでやるときになれば、一般会計の金を使うとか、まだそこまではいかないわけですか。命令が出されて、変えなさい、きれいにしなさい、将来はこれにならざるを得ないと思います。

これは今後も検討してもらおうということで、何しろ地域が荒れて荒れて、お願いしてもらえない、きれいにしてもらえないというところが随分多くなり、これからどんどんふえると思います。なかなか法律は大変だそうなので、条例等でうまくやってもらいたいと思います。

ちょっと時間が早いのですが、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 堀口博志 暫時休憩を行います。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時40分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

佐藤博君

(佐藤博議員 一般質問席へ)

○6番 佐藤博 6番議員、佐藤博、議長の許しをいただきましたので、これより質問をさせていただきます。

まず、移住定住対策、現状の対策内容についてをお伺いいたします。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 地域創生課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 佐藤博議員さんの質問にお答えいたします。

平成２７年度に策定いたしました下仁田町人口ビジョン及び下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を初めとした各計画との整合性を図りつつ、新たなまちづくりの指針となる下仁田町第５次総合計画を平成２９年３月に策定し、次に挙げるような事業を実施しております。

まず、移住定住対策といたしまして、ふるさと定住促進奨励金助成制度、これは町内で新築した方、２５万円を支給するものでございます。それから、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金補助制度、奨学金基金へ充当を目的とする企業版ふるさと納税、旧黒澤商店を活用した起業支援、空き家バンクの充実や定住促進住宅用地無償譲渡、移住ポータルサイト整備、道の駅へ移住コーディネーターを配置し、下仁田暮らしの窓口を開設、転入・転出者へのアンケート実施、求人情報等の提供、移住相談会への参画です。

そのほかに、定住に係る事業といたしまして、教育環境の充実といたしまして、タブレット端末を使用したＩＣＴ教育の実施、英語支援員配置などの英語教育強化、放課後こども教室や土曜スクールなどの教育環境整備、子育て環境の充実といたしまして、入学祝い金、結婚祝い金、結婚新生活支援交付金、第２子以降保育料無料、不妊治療助成などを行っております。それから、雇用機会の創出といたしまして、販路拡大などの企業支援などの事業を実施しているところでございます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○６番 佐藤博 大変な項目を詳細にわたってご説明をいただいたところでありまして、さきの対策に対する成果についてをお伺いいたします。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 お答えいたします。

成果でございますが、まず定住促進奨励金、こちら町内に新築した方へ２５万円支給するものでございますが、これについては平成２７年度が４件１７名、平成２８年度が１０件３６名、平成２９年度が１３件３５人に支給させていただいております。これによりまして、町外に移らないで町内に定住していただいたと考えられております。

それから、空き家バンク制度利用者が、平成２７年度８件１２名、平成２８年度が５件１０名、平成２９年度は３件４名を定住していただいております。

そのほかに、定住ではございませんが、東京等、都会とこちらの下仁田町に2地域間で居住している方も27年度が3件5名、28年度が3件5名、29年度1件2名お住まいになっていらっしゃいます。

それから、吉崎の宮畑にございます定住促進住宅用地、これは10年間計画を無償譲渡する土地でございますが、こちらのほうに3区画つくりましたが、平成28年度中に2件6名、ことしになりまして1件2名、契約がされております。

以上の施策による定住者数は、平成27年度29名、平成28年度52名、平成29年度41名となっております。

また、平成29年3月より開始いたしました、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金の11月末現在の利用状況でございますが、申し込み者69件で融資申し込み額が1億3,426万円でございます。このうち金融機関による融資審査完了が62件で、融資額1億1,693万円となっております。申し込み者の内訳は、高校生31件、大学生32件、大学院生1件、専門学校生5件です。申し込み者が新入生か在学生かの内訳では、新入生が29件、在学中が40件でございます。来年度卒業の高校3年生の申し込みも7件、大学4年生も3件ございますので、平成30年度以降から元金町補助支給も開始されます。

当初予定いたしました申し込み者172名を想定しておりましたが、それよりも少ないのでございますが、実際の利用者による返済シミュレーションを作成しつつ、当面は当初予定した2,500万円を基金へ積み立てたいと思っております。財源としましては、これまで行ってきたふるさと納税とあわせて地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税にご協力いただける企業へのアプローチを強化し、さらに安定した事業運営を目指していきたいと思っております。

こちらの制度は29年3月に受け付けを開始したばかりでございますので、定住促進の効果検証についてはこれからでございます。ほかの人口増施策を実施しつつ、同時にその効果についても、今後も検証していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 対策を継続している形の中で、徐々にながら成果が出つつあるのかなというふうな感じもしながら拝聴したところでございます。

先ほどの回答、答弁の中で、吉崎の3区画中3件が契約が完了したと、こ

うというような状況のようであります、町長に伺いたいんです。11月18日の新聞に、定住対策として定住促進住宅用地の無償貸し付け、無償譲渡ということで新聞に掲載がありました。既に3件とも契約が済んでいるという今の回答でございますが、新たな用地を継続的に準備ができていると受けとめてよろしいのですか。いかがでしょう。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 今の質問にお答えします。

吉崎の宮畑地区の3区画造成でございますが、平成28年1月10日から1次募集を開始させていただきまして、先ほども答弁させていただきましたが、現在、最終的に先般11月30日に審査委員会を開かせていただきましたが、審査が通り、全区画が埋まっているところでございます。

これで3区画全てが貸し付けとなりまして、現時点では新規の無償譲渡計画はございませんが、現在、町財政逼迫の折、費用対効果も考慮しつつ事業を検討していくこととするために、町有地や土地開発基金で所有する土地をリストアップし、住宅地として適切であるか、過大な造成費用がかからないかなどを精査していかなければならないと考えております。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 ちょっと大きい声で答弁いただきたいと思います。私の声は大丈夫かな。

準備があってPRすべきことではないかと思うのでありますが、この点について、町長、いかがでしょうか。

○議長 堀口博志 地域創生課長

(「町長にお願いします」の声あり)

○議長 堀口博志 暫時休憩をとります。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前10時52分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

町長

○町長 原秀男 その新聞を見て申し込みをされたそうです。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 18日の新聞を見て30日に契約が済んだと、こういうことで間違いないですか。これは、じゃ、課長にお伺いします。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 新聞が11月18日に掲載されたということでございます。その後に申し込みがございました。それなので、新聞より先に申し込みがあったわけではなくて、新聞の報道の後にその申し込みがございましたので、先に載って、現時点では定住促進住宅は3区画とも終わっているんですけども、新聞報道の時点ではまだ申し込みはございませんでした。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 そうしますと、12日間で契約までが済んだと。新聞から契約までが12日間、その間に申し込みがあつて契約までが済まされた、こういう解釈でよろしいということですね。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 契約ではございません。11月30日にその書類を整えていただきまして、その審査が通ったといったところでございます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 そうですか。そうしますと、新聞に掲載したPRの効果があつたと、こういう受けとめ方をするところです。

が、しかし、今後にこうした準備を継続してやっていくのかどうか、この確認だけさせてください。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、現在、町有地や土地開発基金で所有する土地をリストアップしまして、その場所が住宅地として適正であるかどうか、当然ながら造成費用等もかかるとなると、町のお金を使わなければなりませんので、その辺を精査しているところでございます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 11月30日に申し込み、審査があつた。これでもう全て3件が終了ということになったと、こういうことですね。継続的に対応するのかどうか、早目にご決定をいただければというふうに思います。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。

空き家の把握状況について、まずお伺いをいたします。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 お答えいたします。

平成27年度に空き家実態調査を実施いたしまして、その時点で506件の空き家が確認されております。こちらのほうは、民間の会社に委託いたし

まして調査をしたところでございます。

財源につきましては、地域住民生活等緊急対策交付金、これ国の10分の10補助でございますが、こちらのほうを利用させていただきまして、まず区長さんをお願いして地図上に落とし、その後、調査会社が確認し、最終的にアンケート調査を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 民間に委託して調査をしたということですが、この空き家等の把握状況のための調査費用、これまでにいかほどかかっているか、わかりましたら答弁ください。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 今の平成27年に行いました空き家実態調査でございますが、調査事業費が税込みで864万円ほどでございます。ただし、先ほども述べましたように、国の10分の10補助を使わせていただきまして、実施させていただきました。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 片づけ費の補助ということで、昨日の広報等に掲載がされた内容を読みました。これについての補助実績はまだないのか、これからなのか、どの程度を予測しているのか、総額的なところをお教えてください。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 先般始まったばかりでございますので、現在実績はございません。上限10万円、経費の2分の1補助を予定しております。これは既決予算の片づけ事業ではない空き家等利活用支援事業、要は対象の方が修繕に使うものの予算の中で動かさせていただいております。一応、100万円ほどの見込み、上限10万円ですから10件を見込んでおります。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 そのほかに改修費の補助制度、これに対する実績がありましたらご答弁ください。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 こちら28年度から対象者や対象事業を拡充させていただきまして開始させていただいておりますが、平成28年度の実績が2件、162万円、平成29年現在の時点までで1件、23万6,000円の実績がございます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 下仁田町空き家対策協議会、これの活動及び実績についてお伺いをいたします。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 保健環境課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 お答えいたします。

危険空き家等に対します対応を協議するために、平成28年度から空き家等対策協議会を設置しているわけですが、昨年度の実績は、開催が3回でございました。処理件数につきましては、5件の事案を協議しているところでございます。その結果といたしましては、特定空き家と判定されたものが3件でした。このうち2件はもう既に取り壊し済みとなっているところでございます。また、特定空き家等には至りませんでした。助言あるいは指導を現段階では行っているといったものが2件という結果でございました。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 これについては、空き家を活用しようという、こういう活動あるいは実績の内容ではないようでございますけれども、現状までのところでの空き家、調査では506件ということでありまして、これを民間あるいはそういったところへの空き家の活用についての実績がありましたら、報告願いたい。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 お答えいたします。

現在の空き家バンク登録件数が52件でございますが、平成28年度に19件、平成29年度は8件新規登録されております。そのうちの成約件数が39件でございます。

なお、平成28年度以降に成約された方は現在も継続してお住まいになっていらっしゃいます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 空き家バンク制度もあろうかと思っておりますけれども、こうした状況についての活動実績、情報把握、これはどのような状況でありますでしょうか。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 空き家事業自体、下仁田町では昭和60年度から開始されておまして、その後、平成28年9月から空き家バンク事業といたしまして要綱を定めさせていただいております。それで、その中で事業といたし

ましては、空き家の活用できないかというお問い合わせをその所有者の方からいただいた場合に、そちらのところの物件を現地確認をいたしまして、どの程度使用できるか、それを確認いたしまして、ホームページ上に載せて皆さんに周知しているところでございます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 そうしますと、空き家が500件からある状況の中。そして、今後さらにますますふえるであろうということも見込まれる状況の中ではありますが、こうした状況を何とか移住定住につなげようとする努力に対しては、どんな状況でいらっしゃるのか、この点わかりやすく説明ください。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 先ほども補助制度等を設けさせていただいておりますが、なかなか506件空き家がございますが、その全てがすぐに使用できる状態ではございません。それをもちまして、先ほどの修繕等の補助制度や片づけの補助制度などをPRしながら、その物件がなるべく使いやすい状況をつくりまして、それで空き家対策につなげていきたいと考えております。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 今回の質問に対しての打ち合わせをする中で、空き家、空き地の問題解決という形でのこうしたパンフレットを2部お渡しをしております。これは高崎市と提携をしているNPO、特定非営利活動法人群馬不動産コンサルティング協会、こうした状況の中での資料でございました。安中市もこれを検討中というようなことであります。ぜひ下仁田町も行政のみの活動のみならず、こうした民間、いわゆるプロの力を活用して、賃貸、また売却、利活用の制度等につなげていただけるとよろしいのかなと、お勧めしたい考えがありますが、担当課長さん、いかがでございましょうか。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 岩井収 お答えいたします。

先般の打ち合わせの中で、パンフレット資料提供ありがとうございました。こちら見させていただきまして、職員では解決できません相続の問題等を含むプロによるコンサルティングでございますので、空き家所有者にとっても町にとっても手続の煩雑さ等の解消となり、大変心強い存在であると思われるので、検討をしていかなければならないと考えております。

なお、現在の当町の空き家事業でございますが、まず、町は空き家物件の情報提供を行い、その後、物件価格の交渉や契約に関する業務については、不動産業者さんが実施することとさせていただいております。その不動産事

業者さんがJ Aさんのみの取り扱いとなっている現状がございます。積極的にそういう不動産事業者さんが取り扱わない理由といたしまして考えられることでございますが、大都市圏ですと物件の価格がある程度見込まれるということから事業として成り立ちますが、当町のような過疎地域でございますと、物件価格が安価なために、手数料収入等の面で業者側にメリットが余らないことが挙げられます。空き家物件に係る周知の方法等は、今後検討していただかなければならないなと考えております。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 課長は検討という言葉で今、回答をいただきました。これ業界の用語ですと、検討というのはどこまで検討なのか。金融機関の検討というのはお断りという、こういう言い方だというふうにも聞いています。

ぜひ、町長、お伺いします。協議していただきたいなというふうに思うんですけれども、町長、お考えいかがでございましょうか。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 そうですね、検討になっちゃうんですけれども、やはり行政だけではなかなか難しいところもあるかなとは感じていますので、前向きをつけて検討をしたいと思います。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 ぜひプロの集団を、プロの力をかりるといとか使うといつか、研究していただきたい、このようにお願いをしておきたいと思います。ぜひそういう意味での協議をいただきたいと望みます。

空き家対策なんですけれども、ここ数日間、空き家の火災が続いている状況です。下仁田でも過日2件、南牧でも2件連続している。きのうの新聞では、神流町でも空き家の火災、こんなふうにちょっと不審に思える火災が続いている状況であります。ぜひ当町での火災についても、徹底して警察あるいは消防、調査していただきたいとお願いをする、思うところありますけれども、町として空き家に対する火災、防火等の対策、現状どのように対応されているのかお伺いをしたいところであります。

○議長 堀口博志 佐藤博君、ただいまのは箇条書きの通告にはないので、執行部として答えられますか。

町長

○町長 原秀男 総務課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 ご質問にお答えさせていただきます。

空き家の防火管理の現状についてでございますが、平成26年に空家等に関する特別措置法が施行され、所有者、相続人には空き家に対して適切な管理をする責務があるとされています。火災の発生等も懸念される放置空き家等を減少させるために、所有者による空き家解体に対しての除却補助制度等の情報提供を行っております。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 ここ数日間に何件もこうした火災が起きている状況、この現状をぜひ管理者、所有者にも伝えていただいて、防火対策、この対策をしていただくようお願いをしていただきたい。また、地域にもお話をしながら、かつそういった空き家に対する目配り、気配り、自衛手段をとっていただきたい、このようなことも周知をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 空き家への不法侵入した者による過失による火災をなくするために、所有者の責務として施錠の徹底等の広報活動が必要だと考えます。下仁田町空家対策計画に基づき、固定資産税納付書の送付の際に空き家の適正な管理を呼びかけるチラシを同封し、注意喚起をしております。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 ぜひ現状の状況をお伝えしていただきながら、こうした防火対策にも役立てていただきたいと思います。

次に、入学祝い金制度についてお伺いをいたします。

28年度、29年度の実績についてお伺いしたいと思います。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 福祉保険課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 福祉保険課長

○福祉保険課長 岡野均 お答えいたします。

入学祝い金制度でございます。子育て世帯の経済的負担の軽減を図る目的で平成28年度より実施しております。

制度内容といたしましては、新たに小学校、中学校に入学される児童生徒を扶養している保護者に対して、児童生徒1人につき5万円を支給しております。うち2万円につきましては、町内で使用できる商品券を支給しております。

支給実績でございますが、平成28年度につきましては、支給対象者が小学校27名、中学校30名、計57名でございます。対象者全員に支給しております。支給金額でございますが、282万円でございます。29年度

につきましては、対象者が小学校25名、中学校34名、計59名で、うち支給者が56名でございます。3名につきましては、町税等を納付されていない関係から支給はしてございません。また、支給金額につきましては、280万円となっております。

以上です。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 今の回答の中で、3名に不支給だったというふうに伺いました。28年度、29年度、それぞれについて、世帯数と不支給者の人数をもう一度お願いしたいと思います。

○議長 堀口博志 福祉保険課長

○福祉保険課長 岡野均 お答えいたします。

28年度につきましては、世帯全員の方に支給してございます。29年度につきましては、3世帯3名の方につきまして、納税、町税を納付されていない関係で支給してございません。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 11月20日の上毛新聞に、大泉町の記事が掲載されました。経済的な理由で就学が困難な家庭を支援ということで、大泉町が認定する生活保護に準ずる準要保護世帯が対象ということでありました。1学年が350人もいるマンモス小・中学校であります、そのうちの1割に当たる35人に対して、35人の児童、35人の生徒に対してを対象とすると。これを、7月に支給していたものを2月にさかのぼって支給するという内容でありました。担当者に問い合わせしてお伺いをしましたところ、町税等の滞納者の扱いはどのようにされているかと確認、問い合わせましたところ、滞納のあるなしにかかわらずに支給しているとのことでした。

11月18日、村長がねぎ畑にねぎを持ってのねぎのPR紙面に、子育て支援施策として入学祝い金の支給の要件が掲載されておりました。滞納は児童生徒の責任ではないと思います。大泉町にならって、滞納のあるなしにかかわらず公平な見地から支給すべきと思います。

さらに言うならば、支給すべきは支給し、滞納に充当する方法もあるかと思われま。滞納整理に努力している職員と連携して、意見も取り入れて相殺する方法等を考えながら、公平な処置を講ずるべきと思いますが、まず担当課長さんにお伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長 堀口博志 福祉保険課長

○福祉保険課長 岡野均 お答えいたします。

入学祝い金につきましては、先ほどご説明させていただきました、子育てに対する保護者の経済的負担を軽減することを目的としておりますので、支給者全員に支給できることが理想とは思いますが。片や一方で、税の公平性という観点もございます。保護者の方には、まず税金等を納めていただいた上で、入学祝い金を受給していただくということが基本と考えてございます。

また、先ほどありました大泉町の関係でございます。入学祝い金の準備金制度につきましては、本町におきましても教育部局で支給してございます。こちらは要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費というのがございます。この制度につきましては、児童生徒の保護者が経済的理由によって就学が困難と思われる生活保護法に規定する要保護世帯またはそれに準ずる準要保護世帯に係る世帯につきまして、教育委員会のほうで認定すれば、それに係る学用品費、入学用品費、また新入学児につきましては新入学用品費等を支給している制度でございます。支給時期につきましては、各学期ごと、年3回支給している状況でございます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 逆に大泉町の状況の説明をいただいたような感じがしますがけれども、教育課が出そうとも福祉保険課が出そうとも、保護者が受け取る場所には、どちらから出ても同じわけであります。ただ、考えが若干違うという部分もあるかと思えますけれども、逆に滞納整理にもつながるような、そんなことを考えながら、全員に公平に出してあげるのもまた公平ではないかなと、私はそう思うのであります。

町長、いかがでしょうか。出すものは出して、いただくものは後にいただくという、前後逆になりますけれども、そういった考えはございませんでしょうか。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 この制度の原点を考えれば、そこに答えがあると思います。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 原点を考えれば答えが、滞納があるから出さないと。それが原点ならば、それも原点かもしれませんが、私が考えるには、子供に罪はない。一緒に同じに学校へ行って、お祝い金を子供に渡すときに、出せない子供がいるというのはいかななものかと思ひながら、お祝いなんですから全員に渡してほしいなど。滞納があるならば……

○議長 堀口博志 佐藤博君、途中ですが、マイク近づけて発言してください。聞き取りづらいです。大きい声で。マイク近づけてください。マイクが悪いの

かな。

○6番 佐藤博 　　というふうと思うわけです。逆も真なりという言葉がありますので、逆も真なり。町長の考えと私の考えと対抗する考えかもしれませんが、逆も真なりという形でもって、再度これも協議を願いたいと思うところではありますが、ぜひそんな形でもって再検討いただきたいと思います。

時間がたちやいますから、続いて地域振興施策についてお伺いをいたします。

レトロな町並みづくりについてお伺いをいたしますが、この件については、3月の質問をしました時期から9カ月が経過しました。その後の構想、方針、対策についてをお伺いいたします。

○議長 堀口博志 　　町長

○町長 原秀男 　　商工観光課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 　　商工観光課長

○商工観光課長 林通典 　　お答えいたします。

町なか活性化は重点施策であり、推進したいと考えております。観光協会と商工会が連携したバスツアーのお客を受け入れており、活性化に寄与する取り組みであり、町なかでの消費拡大も期待しているところでございます。レトロな町並みによる誘客を検討する中では、商工会や関係団体等において何かやりたいといった考えや計画があれば情報を共有し、行政としても検討していく方針でございます。

○議長 堀口博志 　　佐藤博君

○6番 佐藤博 　　重点施策という、こういう今言葉をいただいたところではありますが、9カ月が経過し、その後の進展をしたのか、あるいは後退したのか、何もしなかったのか、この点、町長さん、いかがでしょう。お伺いいたします。

○議長 堀口博志 　　町長

○町長 原秀男 　　町なか活性化、確かに私もそれを掲げています。進めてはいるんですが、なかなか進まないところがあります。

○議長 堀口博志 　　佐藤博君

○6番 佐藤博 　　3月の質問の際には、レトロな町並みづくりについて、新建材を使わずに木材を使用して整備したいと、このように答弁をされていたかと思います。9カ月が経過して前進したのか、何もしなかったのかとお伺いをしているところではありますが、いかがでしょうか。

○議長 堀口博志 　　町長

○町長 原秀男　　ちょっと話が紛れていると思います。ちょっと3月に戻る話になると、3月の件に関しては進展していません。

○議長 堀口博志　　佐藤博君

○6番 佐藤博　　進展していないということですが、何もしなかったのかなと思いながらいるところであります。

レトロな町並みの代表的なビリヤード場やパチンコ店は、所有者が壊す意向を持っておられます。ビリヤード場の管理者をされている方、お名前は申し上げませんが、8年前から町で活用しませんかと申し出ているが、一向に回答がないとのお話であります。この間にどの程度の検討をされたのか、おわかりになりましたらお答えをいただきたい。

○議長 堀口博志　　町長

○町長 原秀男　　その前に、先ほどの町なか活性化の話ですけれども、何もしていないという、するとは、町なか活性化の件でレトロな町並みに関して、私は考えていくとか考えはあったんですけれども、していくというふうなことは言った覚えがないです。だから、何もしていないんじゃない。町なか活性化というのは、もともと私は駅前を中心の活性化対策でいこうということで掲げています。それに関しては進めております。そういう状況です。

（「先ほどの私の質問にお答えください」の声あり）

○議長 堀口博志　　商工観光課長

○商工観光課長 林通典　　お答えします。

これまで所有者から町のほうに対しまして、正式な申し出等はございませんでした。私が課長でこの2年、前任の課長、それから、さかのぼること6年前の課長まで直接確認をとりましたが、正式な申し出はございませんでしたので、観光所管課としてはこの間検討はしてございませんでした。

○議長 堀口博志　　佐藤博君

○6番 佐藤博　　管理者からどなたに申し出されたのかを聞いてくればよかったんですが、8年前から町で活用しませんかと申し出をしているという、こういうことでございました。ただ、今の答弁では正式な申し出ではなかったと、こういう受けとめ方のようにありますから、その件はさておいて、ビリヤードの管理者さんは、年に3回ほどイベントのたびに町から依頼があつて、鍵をあけて提供しているが、屋根が傷んできた、裏に回ると建物が壊れないかと心配な状況になってきた、補強をして活用するならば活用してほしいとのお話です。この件については、過日の商工会との行政懇談会の中でも、町長さん、課長さんもそのお話はお伺いをしていることだというふうにも思いま

す。また、パチンコ店の所有者さんは、昨年から空き家となった、土地が借地なので、これらを考慮するならば活用してほしい、提供してもよい、含めて検討、協議願いたいとのことであります。

この2軒があるのとないのとは、レトロな町並みといわれるゆえんが半減されると言っても過言ではないと私はと思いますが、いずれにしても、壊されるまでに期間的な余裕はさほどないと思います。町として、町長さんとしてのこれらの建物を生かしたレトロな町並みづくりの構想、お考えがあるのかをお伺いをしたいと思います。

○議長 堀口博志 町長、答えるんだか、答えないんだからさ、決めて、答えるときは、答えられなくちゃ暫時休憩とるとかさ。

町長

○町長 原秀男 ちょっとその前に、今のパチンコ店借りたその話に関して、町でどうか、ちょっと説明させますけれども。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 林通典 ビリヤード場につきましては、さきほどの佐藤議員さんのご質問の説明でもありましたように、商工行政懇談会でも出されて、その点については事前に承知はしておりました。

パチンコ店につきましては、今般、佐藤議員が一般質問で説明するものを打ち合わせの中で聞いたということで、これについては事前には聞いていなかったし、町のほうでも事前にはお聞きしていなかったし、はいというお返事もしていなかったということでご理解いただければと思います。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 パチンコ店の所有者は、町へ申し出たとは言っていない。そういった話が風の便りというか私の耳に入りましたものですから、パチンコ店の所有者には直接電話でもってお話を聞いた内容を今お伝えをしたと、こういうことであります。

いわゆるレトロな通りの中で、こうしたレトロ的な建物が壊される寸前、直前にあるという状況の中で、ビリヤード場の持ち主さん、管理者さんは、8年ほど前から町へのそういった申し出をしたにもかかわらず回答がないので、もう壊したい、このように思われている状況の中で、町長として、あのレトロな町並み通りを維持継続、補修していくのかどうかの考え方をきょうは確認したいという質問であります。

この質問の後に、町としての考えがこうでしたというふうに、私から質問の後に回答を持ってお伝えをしますよと、こういう話をしてございますので、

明確な答弁をできればいただきたい。曖昧な回答でつないで、また所有者、管理者が迷う、いつまでも待たせるといふふうなことのないように対応したいという考えでありますので、明確な回答をいただきたい。

(「ちょっと休憩」の声あり)

○議長 堀口博志 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 1 1 時 3 0 分

再 開 午前 1 1 時 4 0 分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

商工観光課長

○商工観光課長 林通典 先ほどの佐藤議員さんのパチンコ店、ビリヤード場を使っているという点について説明させていただきます。

パチンコ店につきましては、旭町が旭町七夕まつりでお借りしているもの、ビリヤード場につきましては、行ってんべー祭のたびにまちづくり委員会が使わせていただいているものでございまして、町がこの2カ所を使わせていただいているという事実はございません。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 そういう答弁じゃなくて、そういうことは、そう問題視することではない。やりとりする内容ではない。要は町として、町長がさきの3月の私の質問にお答えをしてくださいました、新建材を使わないで木材を使っての整備をしたいという、こういう回答があったことに対して、それはともかくまた置いておいて、要はこれからのレトロな町並みづくりを考えるんですか、要はこの2軒が、今そういう意向がありますよということをきょうは伝えた。そういったことを含めて、この整備をしていくんか、いかねえんかい、この2軒は取り壊されてもいいんかい、待たせるんかい、残すんかい、ここをはっきりと回答願いたいとするところでございますので、今までのこととは切り離していただいて、今後どうするのかということに対しての回答を願いたい。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 その件が今言ったように切り離せません。要するに、町は関与していなかったんで、その2軒。そこははっきりしておかないと、いろいろの今後のことも影響すると思うんですよ。それはぜひ間違わないように。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 そのことは結構です。結構なので、きょうの質問に対しては、2軒が壊す寸前である、これを受けて、壊しちゃっていいかい、もう必要ねえ

かい、レトロな町並みづくり、この構想はどうなっちゃっているんだいという、こういうことなんですから、要は、壊されちゃってもいいというならば、その回答をください。少し待ってくださいというなら、いつまで待ってくださいという回答をくださいというのが、質問に対する回答としていただきたいとお願いするところです。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 問題がちょっと重なっているんですよね。要するに、レトロな町並みづくりということと、今ある確かにその2軒、レトロな建物が、それが壊す、壊さないとか、これから使うとか使わない、ちょっとそれは違う話だと思えるんですけども。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 再度、じゃ、わかりやすく質問します。

2軒の所有者、管理者は壊す意向でいるということですので、壊されてよろしいですね、これが質問です。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 それはちょっと答えられません。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 要は、町は関知しないと、こういうことでよろしいですか。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 お答えできません。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 それでは、所有者、管理者の判断に委ねるしかない、このようにお答えをしてお伝えをしたいと思います。

次に、最後の質問はジオパークについてであります。

11月14、15日に再認定の審査があり、高評価をいただいた旨の説明が過日の全協でされました。今月の22日に結果の発表を受けると、現状は不安と心配の中と思われそうですが、この間に対する対応、対策について、応援団、また担当職員はそれぞれによく頑張ったと、努力いただいたことに対して感謝を申し上げる。

そこで、今後の構想、具体的施策についてをお伺いいたします。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 教育課長に答弁させます。

○議長 堀口博志 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 お答えをいたします。

佐藤議員からお話がありましたとおり、14日、15日に再認定のための現地審査を受けました。12月22日に開催予定の日本ジオパーク委員会で審査結果が出される予定でございます。アクションプラン、今後のジオパークの構想、目標も含めて審査の対象になってございます。そういうこともございますので、このご質問に対しましては、この場では答弁を控えさせていただきます。ご理解をお願い申し上げます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 今、私の質問は、再認定後とは申しませんでした。今後の構想、具体的施策をお伺いしたところでございます。担当課長さん、よほど不安なのか、構想や施策はないのか、答弁を避けたと受けとめました。

そこで、審査会での高評価はリップサービスと受けとめ、引き続き心配している方もいらっしゃると思います。認定の取り消しとなると、下仁田小学校の校歌3番が歌えなくなる。また、今までの整備が無益となるとの心配の声も聞こえてまいります。認定は別として今後の施策を聞かせていただきたいと思うのでありますが、教育課長さんがお答えいただけないのであれば、町長さんに伺います。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 やはりまだ認定前ということで、これに関しては影響すると思います、この話をするのがね。まだ22日の認定審査会があるわけですから、そういうことで、ちょっとそれは差し控えさせていただきます。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 私の質問に対する答弁がどのように差し支えが出るのか、ちょっと私もぴんときないところでございますが、影響があると心配されているのであれば、それもまたしかるに、結構でございます。が、1つ、2つだけお答えいただきたいなと思います。未整備のジオサイトの整備等を含めた計画は、今後においての計画はございますか。この点ならよろしいですか。町長さんに伺います。

○議長 堀口博志 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 お答えいたします。

先ほどもお話ししたとおり、アクションプラン、今後5年間の計画の中にも保全と整備のことも書かれております。それ自体も審査の対象となっておりますので、この場での回答は避けさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 佐藤博君

○6番 佐藤博 担当課長さんは答弁できないということでございます。町長さんにもう一点、投資対効果、地域経済の活性化に向けての取り組みをいかにお考えですか。こういう質問ならばよろしいでしょうか。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 全て影響があります。

○議長 堀口博志 佐藤博君

残り1分となりました。残り時間1分です。

○6番 佐藤博 上毛新聞のかるたでよむ私のふるさと欄に、「下仁田はねぎとこんにゃくジオパーク」と投稿してPRしてくださっている方もいらっしゃるのに、18日のねぎ畑にねぎを持って立っている姿が掲載された新聞には、ジオパークのジの字もございませんでした。地域の総合的PR等、各種の不評が聞こえてきます。日本ジオパークの認定審査は4年ごとに行われることを認識していただいて、4年後に再びイエローカードが出されることのなきよう努力していただきたい。また、審査のための努力のみでなく、財政の厳しい状況の中での地域の利益、費用対効果、投資を取り返すくらいの企業的努力を願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 堀口博志 以上で一般質問を終結いたします。

○議長 堀口博志 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会

平成29年12月7日

午前11時51分